

番 号 : 160156
国 名 : 東ティモール
担当部署 : 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第一チーム
案件名 : インフラ事業評価アドバイザー業務 (経済・財務)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : インフラ事業評価アドバイザー (経済・財務)
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年5月中旬から2017年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 95/M、現地 5. 00M/M、合計 5. 95M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次現地派遣期間	第1次国内作業期間	第2次現地派遣期間	第2次国内作業期間
5日	30日	3日	45日	3日
第3次現地派遣期間	第3次国内作業期間	第4次現地派遣期間	国内整理期間	
45日	3日	30日	5日	

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月20日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	F/Sにおける経済・財務分析に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

東ティモール国は2002年の独立後、復興を中心に国家の開発を行ってきたが、2011年7月に発表された中期国家開発計画(SDP)では、「復興から開発へ」をスローガンにした国作りを表明しており、ドナーの支援も復興支援から開発へと移行している。東ティモール国は人口が年率2.45%で伸びており、首都のディリでは政府庁舎・商業施設の建設、道路の改修、下水道の改修等が急速に進んでいる他、地方でも政府、ドナーが実施する多数のインフラ事業が計画、実施されている。

本事業の配属先となる計画・戦略投資省(Ministry of Planning and Strategic Investment)は2015年2月に実施された省庁再編により、国家開発庁(National Development Agency、以下、「ADN」)およびインフラ・ファンドにより実施される案件審査を行う Major Project Secretariat(以下、「MPS」)並びに調達管理を担当する National Procurement Commission が統合されて設立された省庁である。同省は、東ティモール国における開発計画の策定および各種インフラ事業の実施の他、公共事業の妥当性評価を行うこととなっている。しかし、設立後間もない機関のため、MPSIスタッフの多くは、知識・実務経験とともにまだ十分とは言えない状況である。

JICAは「国家開発庁組織能力強化技術支援」を2012年～2013年に実施して、ADNの業務フローを定めるとともに、業務改善のためのチェックリスト等からなる ADNマニュアルを策定して、インフラ事業の改善に係る支援を行った。また、2012年～2015年の間、開発行政アドバイザーを派遣して、ADNの組織体制強化、関係省庁との調整機能強化、他国の開発計画機関の調査業務等を支援している。

現在、JICAがディリ首都圏を対象に「ディリ都市計画策定プロジェクト(2014～2016)」を実施中の他、先方政府による国家空間計画も策定されており、今後、ADNおよびMPSが大規模な公共事業を適切に評価、審査、管理する必要性は益々高まっている。このような背景の下、より体系的なプロジェクトの評価手法を確立するため、東ティモール政府より日本政府に対してインフラ事業評価アドバイザーが要請された。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクト個別案件(専門家)の仕組みおよび手続きを十分に把握の上、別途個別アドバイザーとして派遣される「インフラ事業評価アドバイザー(設計・積算)」と協力しつつ、以下の業務を行う。なお、本業務従事者はMPSI傘下のMPSを主要なカウンターパート(以下、「C/P」)として業務を実施する。

また、第1～3次の各現地派遣においては、C/Pの能力を踏まえつつ、次回派遣時までにC/P側で対応しておくべき課題を示す等、できる限りC/Pの自助努力を促すよう工夫すること。

(1) 国内準備期間(2016年5月中旬)

- 1) 要請背景・内容の把握、関連既存資料および情報の分析を行う(要請書、関連報告書、他ドナーの援助動向等の資料、本邦における経済・財務分析関連資料、等)。
- 2) 上記1)の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。

(2) 第1次現地派遣期間(2016年5月下旬～6月下旬)

- 1) 現地業務開始時に、ワークプランをJICA東ティモール事務所およびC/Pに説明し、合意を得る。
- 2) C/Pを中心とした関係機関およびJICAが派遣予定の長期専門家(総合計画アドバイザー)等との協議を通じ、東ティモール国における現状のインフラ関連事業の経済・財務分析の面から見た評価手法や関連法制度、実施体制、関係者の能力等を調査・分析し、課題を取り纏め

る。

- 3) 上記2)において取り纏められた課題を踏まえつつ、C/Pを中心とした関係機関と共に、経済・財務にかかるインフラ事業評価の目的、意義、評価プロセス、評価項目等を検討する。
- 4) 第1次現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/PおよびJICA東ティモール事務所に提出・報告する。

(3) 第2次現地派遣期間（2016年8月上旬-2016年9月下旬）

- 1) 現地業務開始時にワークプランをJICA東ティモール事務所およびC/Pに説明し、合意を得る。
- 2) 第1次派遣の結果を踏まえつつ、C/Pを中心とした関係機関と共に、経済・財務にかかるインフラ評価ガイドラインの内容を議論し、目次（案）を検討する。
- 3) 上記2)において検討した目次（案）に基づき、C/Pと共に経済・財務にかかるインフラ評価ガイドラインの内容を検討し、第一案を取り纏める。
- 4) 上記2)において取り纏めた経済・財務にかかるインフラ評価ガイドライン（第一案）を関係機関と共有し、理解を促すとともに、加筆・修正にかかるコメントを取り付ける。
- 5) 別途JICAが策定支援をしているディリ都市開発マスターplanに提案されている優先事業等を題材として、OJTおよび座学研修形式により、C/Pに対して経済・財務にかかるインフラ事業評価の技術移転を行う。また、実務的能力開発を促進することを目的に、修得した技術をベースに、インフラ事業候補案件の経済・財務面での分析の課題を設定し、C/Pに次回派遣時までに実施するよう指示する。現地不在中は適宜遠隔で指導する。
- 6) 現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/PおよびJICA東ティモール事務所に提出・報告する。

(4) 第3次現地派遣期間（2016年10月中旬-2016年12月中旬）

- 1) 現地業務開始時にワークプランをJICA東ティモール事務所およびC/Pに説明し、合意を得る。
- 2) 第2次派遣時に作成した経済・財務にかかるインフラ評価ガイドライン（第一次案）に対する関係機関のコメントや、C/Pへ対する技術移転結果を踏まえ、C/Pと共に経済・財務にかかるインフラ評価ガイドライン（第二次案）を取り纏める。
- 3) 上記2)において取り纏めた経済・財務にかかるインフラ評価ガイドライン（第二次案）を関係機関と共有し、理解を促すとともに、加筆・修正にかかるコメントを取り付ける。
- 4) 別途JICAが策定支援をしているディリ都市開発マスターplanに提案されている優先事業等を題材として、OJTおよび座学研修形式により、C/Pに対して経済・財務にかかるインフラ事業評価の技術移転を行う。また、前回課した課題について結果講評及び改善に向けた指導をする。併せて、前回同様に課題を設定し、C/Pに次回派遣時までに実施するよう指示する。現地不在中は適宜遠隔で指導する。
- 5) 現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/PおよびJICA東ティモール事務所に提出・報告する。

(5) 第4次現地派遣期間（2017年1月中旬-2017年2月上旬）

- 1) 現地業務開始時にワークプランをJICA東ティモール事務所およびC/Pに説明し、合意を得る。
- 2) 第2次派遣時に作成した経済・財務にかかるインフラ評価ガイドライン（第二次案）に対する関係機関のコメントや、C/Pへ対する技術移転結果を踏まえ、C/Pと共に経済・財務にかかるインフラ評価ガイドラインの最終案を策定する。また、前回課した課題について結果講評及び改善に向けた指導を行い、全体を通じた達成状況、能力開発状況を評価する。
- 3) C/Pを中心とした関係機関および他ドナー等を対象として、インフラ事業評価にかかるワークショップを開催し、インフラ評価ガイドラインを共有する。
- 4) 現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/PおよびJICA東ティモール事務所に提出・報告する。

(6) 各国内作業期間（各現地派遣後）

- 1) 各現地業務結果報告書に基づき、JICA社会基盤・平和構築部へ各現地業務結果を報告する。
- 2) 各現地業務結果を踏まえ、必要に応じワークプランを修正し、JICA社会基盤・平和構築部へ提出する。

(7) 国内整理期間（2017年2月下旬-2017年3月上旬）

- 1) 第6次現地業務結果報告書（和文・英文）及び専門家業務完了報告書（和文）に基づき、業務結果をJICA社会基盤・平和構築部へ報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（全体、第2次、第3次、第4次）
英文3部（C/P機関、JICA社会基盤・平和構築部、JICA東ティモール事務所）
和文2部（JICA社会基盤・平和構築部、JICA東ティモール事務所）
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣時）
英文3部（C/P機関、JICA社会基盤・平和構築部、JICA東ティモール事務所）
和文2部（JICA社会基盤・平和構築部、JICA東ティモール事務所）
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICA社会基盤・平和構築部、JICA東ティモール事務所）
- (4) 経済・財務分析にかかるインフラ評価ガイドライン
英文3部（C/P機関、JICA社会基盤・平和構築部、JICA東ティモール事務所）

上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空費及び日当・宿泊料等

航空費及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書の提出も含みます）。

航空経路は、成田⇒シンガポール⇒ディリ⇒シンガポール⇒成田を標準とします。

- (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

①便宜供与内容

JICA東ティモール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じて東ティモール事務所がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

あり（ネット環境あり）

(2) 参考資料

①インフラ評価ガイドラインの内容、レベル感は第一回派遣時にC/Pと協議し設定することとしますが、現時点での想定では、FSレベルのものを想定しています。記載事項等を検討する上での参考として、以下報告書をご確認ください。

- ・円滑な円借款事業実施による経済的便益に係る調査報告書

http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/pdf/2011/201203_02.pdf

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上